

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

12 月分

| No. | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由(注1) (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|----------------------|-------|------------------|---------------------------|--------------|-------------|-------------------------|--|-----|
| 1 | 豊野浄水場 構内給水ポンプ制御盤補修工事 | 諸設備工事 | 寝屋川市太秦高塚町1-1 | メタウォーター株式会社 関西営業部 部長 田沼 剛 | ¥4,860,000 | 平成30年12月5日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6 | - |
| 2 | 水道記念館屋根等補修緊急工事 | 建築工事 | 大阪市東淀川区 柴島1丁目3-1 | 菱和建设株式会社 代表取締役 埜本 昌孝 | ¥12,525,840 | 平成30年12月25日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | K8 | - |

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場 構内給水ポンプ制御盤補修工事

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場洗浄ポンプ室に設置されている構内給水ポンプ制御盤の補修を行うもので、経年使用による劣化が進行している PLC（プログラマブル・ロジック・コントローラー）等を取り替え、機能回復を図るものです。

当該制御盤は、主に豊野浄水場構内上水の給水について使用状況により、ポンプ台数の増減を自動制御するもので、一般用水以外に消火栓用水や薬品注入設備用水等に使用する設備です。

当該制御盤は、富士電機株式会社が独自に設計、製作したもので、PLC が機能するためのソフトウェア等については、製造者にしか知りえない情報があることから、工事による部品等の交換や試験調整により、機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要とします。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があります。

現在、当該設備の事業は、平成 15 年 10 月に富士電機株式会社の電機システム部門が富士電機システムズ株式会社に吸収分割され、平成 19 年 4 月の分社化により富士電機水環境システムズ株式会社へ事業継承され、さらに平成 20 年 4 月には、株式会社 NGK 水環境システムズとの合併によりメタウォーター株式会社が設立、事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本工事を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、工事の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、メタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号 0 7 2 - 8 2 5 - 4 7 0 4）

随意契約理由書

- 1 案件名称
水道記念館屋根等補修緊急工事
- 2 契約の相手方
菱和建设株式会社
- 3 随意契約理由

水道記念館は、水道の歴史やしぐみ、水道水源環境に関する知識の普及啓発を図ることを目的として、柴島浄水場の旧「第1配水ポンプ場」を保存活用し、1995年（平成7年）11月に開館した水道局を代表する建築物である。

現在は、浄水場見学に訪れる小学生を主な対象とした学習施設、及び大阪市危機管理室の災害用備蓄倉庫として活用しているところである。

そのような中、平成30年9月4日（火）の午後に近畿地方へ上陸した台風21号による暴風の影響で、水道記念館の屋根材の一部（棟包み）が飛散し、スレート葺きに浮きや割れが生じるなどの被害を受け、このまま放置しておく、突風などの影響により、さらにスレート等が飛散する恐れがある。

特に、水道記念館の南側に近接している歩道や府道16号線（大阪高槻線）にスレート等が飛来した場合、歩行者にぶつかるなどの事故や、走行中の車両に損傷を与え、事故等を誘発する可能性が十分に考えられる。また、柴島浄水場内に飛散した場合、水処理施設に被害を与えて市民生活に影響を及ぼす恐れがあることなどから、こうした状況を未然に防ぐため、早急に応急措置を施す必要がある。

今回の補修内容としては、台風の影響により浮きや割れが生じたスレートを交換する必要があること、また、屋根の頂部を覆う銅板製の棟包みが一部飛散しており、現状は下地の防水シート（ガムロン）により漏水は防いでいるものの、このまま露出された状態が続くと仕上げ材と下地材の隙間に水が廻り、そこから漏水が発生する恐れがあるため、設置及び交換する必要がある。スレートについては、当時と同じ材料を調達できるかメーカーに確認したところ、水道記念館で使用されている天然スレートはフランス産のもので、現在は地下資源を確保できないことから生産中止されていることが判明したため、応急措置として、比較的安価で現行のフック工法でも設置可能な「ステンレス板を加工した部材」に取り替えることが妥当と判断した。また、棟包みについて、材料メーカーに確認したところ、当時の材料は銅板に焼き付けされたものであり、現在は需要がないため生産中止されているということ。これに代わるものとして、銅板に塗装を施す材料があり、見た目では違いが出てしまうが、調達することは可能とのことであるため、緊急補修の材料として採用することは妥当であると判断した。

また、水道記念館の附帯施設である八角堂についても、台風21号による暴風の影響で屋根材が全面的に飛散したため、現在はブルーシート等にて応急措置を施しているが、このままの状態では突風によってブルーシート等が飛散し、水道記念館同様、歩行者や府道走行中の車両、水処理施設に被害を加える恐れがあることなどから、これを回避するために早急に水道記念館と同様の措置を講じる必要がある。

今回の事案については、台風（自然災害）による影響で発生した被害であること、及び前述のとおり、歩行者や府道走行中の車両、水処理施設、災害用備蓄品への被害を未然に防ぐためには、早急に応急措置を施す必要があることなどから、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱（昭和39年9月28日局長決）」の「1（4）災害時における対応のため、緊急に発注する必要があるもの」に該当するものとして、急施工事として施行すべきと判断したものである。

なお、水道記念館は、平成11年8月23日に有形文化財として登録された歴史上の価値が

高い建築物であり、その施工にあたっては特殊な材料を用いて作業する必要があること、かつ原型を損なわないよう工法、意匠等に配慮する必要があることなどから、極めて難易度の高い工事であると判断している。

このように極めて難易度の高い工事の場合、金額の大小に関わらず、高度な技術力と施工管理能力を備えた施工業者から受注者を選定する必要があると考える。そのため、「契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領」において、請負工事成績評定要領に基づく評定点が80点以上の者に受注可能本数を1本加えるとされており、また、評定点80点以上を取得するためには工法、意匠等施工に関する様々な角度からの高評価が必要であることから、評定点80点以上の者を高度な技術力と施工管理能力を備えた者と判断し、その者の中から受注者を選定することとした。

このため、まずは各局のホームページで掲載されている請負工事成績評定結果一覧表（平成29年4月以降）より、屋根工事において評定点80点以上の者を検索したが、該当する施工業者がなかったため、次に屋根工事は建築工事の一貫として施工される工種別工事の一つであることから、建築工事において、評定点80点以上の者についても高度な技術力と施工管理能力を備えた施工業者であると判断できることから、検索範囲を建築工事まで広げたところ、評定点80点以上の成績があったものは13者あり、その者に対して見積徴収を実施した結果、4者から回答を得た。4者のうち、最も見積額の低い上記業者を選定した。

よって、上記業者と契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第5号
- 5 担当部署
水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5551）